

令和3年2月定例県議会提出予定案件 (当初分)

(議決案件)

【制定条例】

1 やまなし教育環境・介護基盤整備基金条例制定の件

教育環境及び介護サービスの基盤の整備充実を図るため、やまなし教育環境・介護基盤整備基金を設置する。

<令和3年4月1日から施行>

【改正条例】

2 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件

感染症対策の更なる体制強化を図るため知事直轄組織を設置し、並びに林業の成長産業化及び環境・エネルギー施策の一層の推進等を図るための林政部及び環境・エネルギー部の設置等を行うとともに、防災会議の委員等の定数を改正する。

- 1 知事直轄組織を設置
- 2 森林環境部を廃止し、林政部及び環境・エネルギー部を設置
- 3 リニア交通局の名称を「リニア未来創造局」に改め、分掌事務を次のとおり改める。
 - ・ 交通政策の企画及び調整に関する事項を削除
 - ・ デジタルトランスフォーメーションに関する事項を追加

<令和3年4月1日から施行>

3 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

やまなし地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に関する調査審議等を行うため、山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する。

- 1 やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会を追加
- 2 山梨県官民協働事業提案等審査会を追加 など

<令和3年4月1日から施行>

4 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、所要の改正を行う。

- 1 新たに市町村が処理することとする事務を追加
 - (1) 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請の受理等に関する事務を追加
 - (2) 地域連携薬局等に係る認定申請の受理等に関する事務を追加
- 2 市町村道の道路用地内の国有地の境界確定の協議等に関する事務について処理する市町村を拡大 など

<令和3年4月1日から施行。ただし、1(2)については令和3年8月1日から施行>

5 山梨県特定非営利活動促進法施行条例中改正の件

特定非営利活動促進法の一部改正に鑑み、認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出について所要の改定を行う。

- ・ 毎事業年度に提出すべき役員報酬規程等について、内容に変更がない場合の代替措置に関する規定を削除

<令和3年6月9日から施行>

6 山梨県手数料条例中改正の件

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等について所要の改正を行う。

- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料等の床面積の区分を細分化し、区分に応じた手数料を設定 など

<令和3年4月1日から施行>

7 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

市町村における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を促進するため、資金の運用について所要の改正を行う。

- ・ 市町村等が行う公共施設等の除却事業に要する地方債の引受けを追加

<令和3年4月1日から施行>

8 山梨県中山間地域農村活性化基金条例中改正の件

中山間地域における土地改良施設等の機能を良好に発揮させるための地域的な共同活動等への支援を一層推進するため、基金の処分について所要の改正を行う。

- ・ 処分後の基金の額が基金元本に達しない場合であっても、基金を処分することができるよう規定を改める。

<令和3年4月1日から施行>

9 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等中改正の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等について所要の改正を行う。

- ・ 感染症対策のシミュレーションの実施、感染症等発生時の業務継続計画策定の義務を規定 など

<令和3年4月1日から施行>

10 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等中改正の件

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、指定居宅サービス等の事業に関する基準等について所要の改正を行う。

- 1 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例及び山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 - ・ 感染症対策委員会の開催、感染症等発生時の業務継続計画策定の義務を規定 など
- 2 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等
 - ・ 感染症対策のシミュレーションの実施、感染症等発生時の業務継続計画策定の義務を規定 など

<令和3年4月1日から施行>

11 山梨県食の安全・安心推進条例中改正の件

食品衛生法等の一部改正に鑑み、食品等の自主回収の報告について所要の改正を行う。

- ・ 食品等の自主回収の報告に係る規定を削除 など

<令和3年6月1日から施行>

12 山梨県食品衛生法施行条例中改正の件

食品衛生法等の一部改正に鑑み、営業施設の基準等について所要の改正を行う。

- 1 厚生労働省令で定められた基準に準拠するよう営業施設の基準を改正
- 2 改正後の基準に基づく手数料の新設、改定
 - ・ 液卵製造業許可申請手数料 (新設) 23,000円
 - ・ 漬物製造業許可申請手数料 (新設) 15,000円 など

<令和3年6月1日から施行>

13 山梨県産業技術センター諸収入条例中改正の件

新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行う。

- 1 新たに導入した機器に係る使用料の設定 11件
- 2 新たに導入した機器を用いた試験等に係る手数料の設定 1件
- 3 廃棄する機器に係る項目を削除 9件
- 4 廃棄する機器を用いた試験等に係る項目を削除 3件
- 5 機器の更新等に伴う金額の変更 3件

<令和3年4月1日から施行>

14 山梨県職業訓練に関する基準等を定める条例中改正の件

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に鑑み、職業訓練指導員の資格等について所要の改正を行う。

- ・ 再編された職業訓練指導員養成訓練課程に基づく職業訓練指導員の資格の見直し

<令和3年4月1日から施行>

15 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例中改正の件

県立八ヶ岳牧場に子牛の哺育育成施設等を整備することに伴い、利用料金限度額について所要の改正を行う。

- 1 生後6月未満の牛の1頭1日当たりの利用料金限度額を設定 640円
- 2 5月1日から10月31日までの間の1頭1日当たりの利用料金限度額を変更
 - ・ 生後6月以上12月未満の牛 270円 → 290円
 - ・ 生後12月以上24月未満の牛 330円 → 350円 など

<令和3年4月1日から施行>

16 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

県営住宅の効果的かつ効率的な管理を図るため、指定管理者制度の導入対象等について所要の改正を行う。

- 1 指定管理者が管理する県営住宅を、規則で定めることができるよう規定を改める。
- 2 規則で定める県営住宅について、令和4年4月1日前においても、指定管理者の指定を行うことができることとする。
- 3 県営住宅の廃止 甲西団地ほか3団地

<令和4年4月1日から施行。ただし、2及び3については公布の日から施行>

17 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例中改正の件

林業に関する知識及び技術を修得させるため、県立農業大学校の名称等について所要の改正を行う。

- 1 名 称 専門学校山梨県立農業大学校 → 専門学校山梨県立農林大学校
- 2 位 置 北杜市 → 北杜市及び南巨摩郡富士川町 など

<令和4年4月1日から施行>

【廃止条例】

18 山梨県食品行商条例廃止の件

食品衛生法の一部改正に鑑み、山梨県食品行商条例を廃止する。

<令和3年6月1日から施行>

19 令和3年度山梨県一般会計予算

20 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

21 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算

22 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

23 令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

24 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

25 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算

26 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算

27 令和3年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

28 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

29 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計予算

30 令和3年度山梨県営電気事業会計予算

31 令和3年度山梨県営温泉事業会計予算

32 令和3年度山梨県営地域振興事業会計予算

33 令和3年度山梨県流域下水道事業会計予算

34 包括外部監査契約締結の件

契約の始期 令和3年4月1日（1年間）
契約の金額 12,900千円を上限とする額
契約の相手方 住所 南アルプス市飯野
氏名 田中 佑幸
資格 公認会計士

35 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

令和3年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

- ・ 農村地域活性化農道整備事業 工事費の30/100以内
- ・ 土地改良施設維持管理事業(管理体制整備型) 工事費の25/100以内 など

36 林道事業施行に伴う市町村負担の件

令和3年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

- ・ 国庫補助森林居住環境整備事業 森林基幹道(生活関連林道) 工事費の1/10

37 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

令和3年度に施行する事業について市町村の負担率を定める。

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 工事費の2/10以内